

2022年10月

ICSID 仲裁規則の主要な改正点について

外国法事務弁護士 デービッド マッカーサー / 弁護士 井上 葵 / 弁護士 土門 駿介

I. はじめに

国際商事仲裁は、日本企業にとって標準的かつ身近な紛争解決手段となってきました。他方で、通常、二国間条約又は多国間条約に従い、投資家と投資受入国との間の紛争を解決するためのシステムである投資仲裁は、日本において未だそれ程なじみのないものです。しかしながら、近年、日系企業を当事者とする投資仲裁の案件数は徐々に増加しており、日本が締結する投資条約が増え続けていることも併せて考慮すれば、今後、日本企業が外国における投資に関し投資仲裁を提起するケースや外国籍の投資家が日本政府を相手とするケースが増加することが予想されます。

このような背景をふまえると、海外でビジネスを行う日本企業にとって、投資仲裁を扱う主要な仲裁機関である投資紛争解決国際センター(International Centre for Settlement of Investment Disputes)(以下、「ICSID」といいます。)がその仲裁規則(ICSID Arbitration Rules)について大幅な改正をしたことは注目に値します(以下、「本改正規則」といいます。)。本改正規則は、前回、2006年に改正された仲裁規則(以下「2006年規則」といいます。)に対してさらなる改正を行うものであり、2022年3月21日付けで加盟国によって承認され、同年7月1日に施行されました。

本改正規則について、ICSID 管理評議会(Administrative Council)議長の David Malpass 氏は、「本改正規則は、経済成長のための外国投資を促進することを最終目的として、アクセスとスピード、透明性を高め、また、情報開示を強化するために手続を合理化するものである。」と説明しています¹。

本ニュースレターでは、本改正規則における主要な改正点を紹介いたします。

II. 主要な改正点

1. 手続の透明性の促進

手続の透明性を高めるため、本改正規則においては、仲裁判断の公開に関する詳細な規則が定められ

¹ <https://icsid.worldbank.org/news-and-events/communiqués/icsid-administrative-council-approves-amendment-icsid-rules>

ています。具体的には、ICSID は、当事者の同意に基づき、全ての仲裁判断、仲裁判断に関する補足的な決定、並びに、仲裁判断の訂正、解釈、改訂、及び、取消に関する決定を公開しなければならないとされています(規則 62(1))。公表をすることに関して、当事者が仲裁判断の発行後 60 日以内に異議を申し立てない場合、当事者はその公表に同意したものとみなされます(規則 62(3))。

さらに、仲裁手続において当事者が提出した主張書面及び証拠書類も、ICSID によって公表される可能性があります。公表に対して当事者の同意がある場合に限られます(規則 64)。なお、上記で言及した仲裁判断に関するものとは異なり、これらの書面を公表することについての同意は明示的になされる必要があります。

上記の通り、本改正規則は、仲裁廷が下した決定の公表を促進することにより、ICSID 仲裁手続の透明性を高めることを意図しています。他方、この原則は、当事者が提出した書面の公表については、より保守的な形で適用されることとなります。

2. 第三者資金提供(サードパーティファンディング)に関する開示の義務付け

本改正規則は、第三者資金提供(サードパーティファンディング)に関する新たな開示ルールを設けています。

具体的には、当事者は、仲裁手続のために、自己に対して直接又は間接的に資金の提供をした第三者資金提供者の名称・氏名及び住所を開示する書面を提出しなければならないとされています。また、そのような第三者資金提供者が法人である場合、その通知には、その法人を所有し支配する個人及び法人の名称・氏名を含めなければなりません(規則 14(1))。仲裁廷は、当事者に対し、資金提供についての契約及び資金提供を行った第三者に関するさらなる情報の開示を命じることができます(規則 14(4))。

第三者資金提供の開示に関するこれらの新しい規定は、国際仲裁におけるこれまでの議論と資金提供者の役割を踏まえたものであり、各仲裁機関の規則における第三者資金提供に関する規制の制定に対応したものとと言えます(例えば、2018 年版 HKIAC 管理仲裁規則第 44 条等参照)。

3. 仲裁手続に関するタイムラインのさらなる明確化

本改正規則では、以下のように、仲裁手続に関するいくつかの新しいタイムラインを定めています。

- 仲裁判断は、最終主張書面の提出から 240 日以内に下される必要があります(規則 58(1))。
- 仲裁人の忌避の申立ては、(a)仲裁廷が構成された日、又は、(b)忌避を申し立てる当事者が申立ての根拠となる事実を最初に知った日若しくは知るべきであった日のいずれか遅い日から 21 日以内に提出されなければなりません(規則 22(1))。
- 「明らかに法的理由のない(manifestly without legal merit)」請求に対する異議は、仲裁廷の構成から 45 日以内に行わなければならない(規則 41)、また、手続分離(bifurcation)の申立ては、一般に、本案に関するメモリアルの提出後から 45 日以内に行わなければならないとされています。

ます(規則 44)。

これらのタイムラインはいずれも仲裁手続の明確化と迅速化を志向したものであると考えられます。

4. 迅速仲裁手続の導入

本改正規則において、迅速仲裁手続が導入されることとなりました(第 12 章)。

主要な仲裁機関の規則下では、係争額が一定の金額を下回る場合、迅速仲裁手続がデフォルトで適用されることが一般的ですが、本改正規則下ではそのような定めにはなっていません。むしろ、本改正規則に基づく迅速仲裁手続は、当事者が同意した場合にのみ適用されます。なお、当該同意は手続中のいずれの時点でも行うことができるとされています(規則 75)。

本改正規則において、当事者が迅速仲裁手続を選択した場合、単独の仲裁人又は 3 名の仲裁人のいずれかによって仲裁廷が構成されることになる旨が定められています。但し、当事者が仲裁人の人数について合意に達しない場合、単独の仲裁人によって審理されることとなります(規則 76)。また、本改正規則では、迅速仲裁手続について、比較的詳細なスケジュールが定められています。例えば、仲裁判断は審問後 120 日以内に下される必要があることが挙げられます(規則 81)。

5. その他の変更点

(i) 仲裁費用の負担

ICSID 仲裁規則は、仲裁廷に対し、費用の負担割合について判断する権限を与えています。しかし、2006 年規則では、仲裁廷が費用の負担割合を決定する際にどのような要素を考慮しなければならないかについて明確に定めていませんでした。本改正規則では、仲裁廷は以下の要素を含む全ての関連する状況を考慮しなければならないと定めています。

- (a) 仲裁手続の結果又はその一部
- (b) 当事者がどの程度迅速かつ費用対効果の高い方法で行動し、規則や仲裁廷の命令及び決定を遵守したかを含む、仲裁手続中の当事者の行動
- (c) 争点の複雑さ
- (d) 請求された費用の合理性(規則 52)

仲裁廷が仲裁判断において費用負担に関する判断を行う際には理由を付す必要があります(規則 59)。

(ii) 仲裁手続の区分・段階化(bifurcation)

審理の効率化のために、仲裁手続の柔軟性を利用して、仲裁廷の権限についての審理と本案についての審理、又は、責任論と損害額の算定等といった、個別の争点ごとに手続が区分・段階化される(bifurcated)ことがあります。2006 年規則では、審理の区分・段階化に関する明確な定めはありません。

んでしたが、本改正規則においては、このような審理の区分・段階化に関する明示的な規定が置かれることになりました。具体的には、以下の通りです。

当事者が特定の事項に関する手続の区分・段階化を求める場合、仲裁廷は、当該申立てを許可するか否かを決定する際に、以下を含む全ての関連する状況を考慮しなければならないとされています。

- (a) 手続を区分・段階化することにより、手続にかかる時間とコストを大幅に削減することができるか
- (b) 区分・段階化の対象とされている争点について決定することにより、紛争の全部又は相当部分が解決するか
- (c) 手続の別々の局面で扱われるべき問題が絡み合っているために、区分・段階化することが現実的でないか(規則 42)。

上記改正により、当事者は、仲裁手続の区分・段階化の可否及びこれについて決定する際に仲裁廷が考慮すべき要素について、より明確な指針を得ることができるようになりました。

(iii) 手続費用のための担保提供命令

本改正規則には、手続費用のための担保提供に関する規定が新設されています。すなわち、当事者から請求がなされた場合、仲裁廷は、状況によって正当化され得るときは、請求又は反対請求を申立てた当事者に対し、手続費用のための担保提供を命じることができます。

具体的には、仲裁廷は、当事者に費用のための担保提供を命じるか否かを決定する際に、以下の要素を含む全ての関連する状況を考慮しなければならないとされています：

- (a) 当事者が費用に関する自らに不利な判断に従う能力を有していること
- (b) 費用についての不利な判断に応じる意思があること
- (c) 費用のための担保を提供することが、当該当事者の請求又は反対請求を行っていく能力に及ぼす影響、及び、
- (d) 各当事者の行動(規則 53(3))

この判断を行うに際して、仲裁廷は、第三者資金提供の存在を含む、上記の要素に関連して提出された全ての証拠を考慮しなければならないとされています(規則 53(4))。

費用のための担保提供の命令が発出された後、当事者が当該命令に従わない場合、仲裁廷は仲裁手続を停止することができます。手続が 90 日以上停止された場合、仲裁廷は、当事者と協議の上、手続の終了を命じることができます(規則 53(6))。

費用のための担保提供に関する規定の新設は、仲裁廷が判断を下すための明確な枠組みを提供するとともに、当事者に対し、この点に関する明確な指針を当事者に与えるものです。

III. 結論

本改正規則の改正内容が過不足のないものであるかどうかについては議論の余地がありうるものの、一般的

には仲裁コミュニティにおける現在の議論状況を反映したものであると考えられています。

本改正規則に関連して、ICSID は、「今後数ヶ月以内に、ICSID は、利用者が本改正規則を適用することを支援するためのガイダンスノートを発行し、また、要望に応じてブリーフィングやコースを提供する」と説明しています²。本改正規則の下での紛争解決を検討している、又は、紛争に直面している当事者は、このような ICSID が提供するガイダンスノート等を参照することが推奨されます。

² <https://icsid.worldbank.org/news-and-events/communiques/icsid-administrative-council-approves-amendment-icsid-rules>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
外国法事務弁護士 デービッド マッカーサー (david.macarthur@amt-law.com)
弁護士 井上 葵 (aoi.inoue@amt-law.com)
弁護士 土門 駿介 (shunsuke.domon@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。